ト　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからヘまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

(2)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからヘまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

(3)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(4)　介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　(2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

2　夜間対応型訪問介護費

イ　夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)　別に厚生労働大臣が定める単位数

ロ　夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)　１月につき2,667単位

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第６条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の夜間対応型訪問介護従業者（同項に規定する夜間対応型訪問介護従業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービス基準第４条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定単位数を算定する。

２　指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所における一月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービス（指定地域密着型サービス基準第５条第１項に規定する定期巡回サービスをいう。）又は随時訪問サービス（同項に規定する随時訪問サービスをいう。）を行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

３　イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が日中においてオペレーションセンターサービス（指定地域密着型サービス基準第５条第１項に規定するオペレーションセンターサービスをいう。）を行う場合は、24時間通報対応加算として、１月につき610単位を所定単位数に加算する。

４　利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、夜間対応型訪問介護費は、算定しない。

５　利用者が一の指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定夜間対応型訪問介護を受けている間は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所以外の指定夜間対応型訪問介護事業所が指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費は、算定しない。

ハ　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については１回につき、(3)及び(4)については１月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。

(1)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ　18単位

(2)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ　12単位

(3)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ　126単位

(4)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ　84単位

ニ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

(2)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

(3)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(4)　介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　(2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

3　認知症対応型通所介護費

イ　認知症対応型通所介護費(Ⅰ)

(1)　認知症対応型通所介護費(i)

㈠　所要時間３時間以上５時間未満の場合

a　要介護１	564単位
b　要介護２	620単位
c　要介護３	678単位
d　要介護４	735単位
e　要介護５	792単位

㈡　所要時間５時間以上７時間未満の場合

a　要介護１	865単位
b　要介護２	958単位
c　要介護３	1,050単位
d　要介護４	1,143単位
e　要介護５	1,236単位

㈢　所要時間７時間以上９時間未満の場合

a　要介護１	985単位
b　要介護２	1,092単位
c　要介護３	1,199単位
d　要介護４	1,307単位
e　要介護５	1,414単位

(2)　認知症対応型通所介護費(ii)

㈠　所要時間３時間以上５時間未満の場合

a　要介護１	510単位
b　要介護２	561単位
c　要介護３	612単位
d　要介護４	663単位
e　要介護５	714単位

㈡　所要時間５時間以上７時間未満の場合

a　要介護１	778単位
b　要介護２	861単位
c　要介護３	944単位
d　要介護４	1,026単位
e　要介護５	1,109単位